

特定技能外国人支援事業規約

(目 的)

第1条 この規約は、出入国管理及び難民認定法（以下、「法」という。）並びに法施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、法第19条の23の規定に基づき、登録支援機関となつて定款第7条第5号及び6号に掲げる事業（以下「特定技能外国人支援事業」という。）の実施に必要な諸手続、方法その他の事項について定め、もって特定技能外国人支援事業の適正な事業運営及び特定技能外国人の保護を図ることを目的とする。

(委員会を設置)

第2条 本組合に特定技能外国人支援事業の円滑な運営を図るため委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

3 外国人技能実習生共同受入事業委員会（仮称）と第1項に定める委員会は、協議事項を別にすることで、合同で開催することができる。

(特定技能外国人の就労支援)

第3条 登録支援機関である本組合は、法及び規則に定めるところにより、在留資格「特定技能」を取得したことにより、法第19条の18に基づく特定技能所属機関となる組合員（以下「組合員」という。）に就職する外国人との間における雇用関係の成立のあっせん及び組合員に対する外国人の就労支援に関する管理、指導を行う。

(送出国の選定)

第4条 本組合は、在留資格「特定技能」を取得する外国人に係る相手国の送出国については、理事会の決議により選定する。

(特定技能外国人に係る支援の申込み)

第5条 組合員が、特定技能外国人の支援を希望するときは、本組合所定の特定技能外国人支援申込書に必要な書類を添えて、本組合に申し込まなければならない。

2 前項の特定技能外国人支援申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。

3 本組合は、第1項に掲げる業務委託の申込みがなされた時は、第8条に規定する支援責任者及び当該組合員を担当する支援担当者の協議のうえ、第2条に規定する「委員会」に諮問し適否を決定する。

4 本組合と組合員は、組合員が雇用する特定技能外国人ごとに、支援委託契約書を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

(外国人材の移転)

第6条 組合員が債務超過による経営不振、その他やむを得ない状況により、特定技能外国人の支援、継続が困難になったときは、本組合は速やかに対象となる外国人の意向を確認し、当該外国人が就労の継続を希望している場合は、その旨を本組合の主たる事務所を管轄する労働局、公共

職業安定所に申し出るとともに、関係機関等の協力、指導等を受けて、新たな就労先を探さなければならない。

(委託料の負担)

第7条 特定技能外国人支援事業の実施に必要な経費に充てるため、本組合は委託料を徴収することができる。なお、その額については、総会で定める。

2 組合員は、組合が徴収する委託料を特定技能外国人に負担させてはならない。

(責任役員、支援責任者及び支援担当者等の選任)

第8条 本組合は、特定技能外国人支援事業の適正な実施及び特定技能外国人の保護のため、下記の者を理事会において選任する。

(1) 責任役員 宮崎 洋

(2) 支援責任者 宮崎 洋

(3) 支援担当者 宮崎 洋

(※その他、相談員、通訳、特定技能外国人支援計画作成指導者等については必要に応じ任意に設けること。)

2 責任役員は、特定技能外国人支援事業に係る理事の中から1名選任する。

3 支援責任者は、特定技能外国人支援事業の実施に関する責任者として、本組合の常勤役職員の中から1名選任する。

4 支援担当者は、外国人の生活等の相談業務、支援業務に従事した経験や能力を有する者を本組合の常勤役職員の中から選任する。

(特定技能外国人支援計画の作成指導)

第9条 本組合は、組合員が作成する特定技能外国人支援計画について、適切かつ効果的に実施されるよう指導、支援する。

2 組合員は、適合1号特定技能外国人支援計画にしたがい外国人材に対する支援を実施するものとする。

(外国人材の保護)

第10条 組合員は、雇用した特定技能外国人に対して、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 組合員は、健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、特定技能外国人に貸与しなければならない。ただし、本組合がこれを提供する場合は、この限りでない。

3 組合員は、特定技能外国人に対して、毎月、一定の期日に、労働契約に基づく賃金を支給しなければならない。

4 組合員は、規則で定める分野に属する同規則で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務（又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務）に特定技能外国人に従事させるものであること。

5 組合員は、特定技能外国人の所定労働時間が、通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

- 6 組合員は、特定技能外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上とすること。
- 7 組合員は、受け入れた外国人労働者に対して外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。
- 8 組合員は、特定技能外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な（有給）休暇を取得させること。
- 9 組合員は、特定技能外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずること。

（資格外・不法就労の禁止）

第11条 組合員は、特定技能外国人に適合1号特定技能外国人支援計画に定めた以外の就労をさせてはならない。

- 2 組合員は、不法就労者を雇用し、雇用をあっせんし、又は不法就労を容易にするなどの外国人の就労に係る不正な行為を行ってはならない。

（就労ができなくなった場合の取扱い）

第12条 組合員は、支援する外国人が病気、犯罪、失踪等の理由により就労の継続ができなくなった場合は、直ちに本組合に対してその事実を連絡するとともに、本組合の指示を受けて適切な処置を行わなければならない。また、当該組合員は、速やかに本組合に対し所定の報告書を提出しなければならない。

（関係行政機関への報告等）

第13条 本組合は、特定技能外国人とその監督者との定期的な面談等により、労働基準法等の法令違反等の問題の発生を知ったときには、速やかに関係行政機関に報告するものとする。

- 2 本組合は、地方出入国在留管理局による事実の調査や報告・資料提出の要請があった場合は、組合員とともに、これに協力する。

（関係法令の遵守）

第14条 本組合及び組合員は、法及び規則、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本規約を遵守するとともに、責任をもって特定技能外国人材の受入れにおける適正な実施に努めなければならない。

（その他）

第15条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 則

この規約は、令和6年5月13日から施行する。

千葉建設支援協同組合